

地方税法 附則（抄）（昭和25年7月31日法律第226号）

（農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第19条 農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

2 附則第18条第7項の規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第7項中「第1項、第4項及び第5項」とあるのは「附則第19条第1項」と、「宅地等」とあるのは「農地」と読み替えるものとする。

（市街化区域農地に対して課する昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第19条の2 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地（農地のうち都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内の農地（同法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区の区域内の農地及び同法第四条第六項に規定する都市計画施設として定められた公園又は緑地の区域内の農地で同法第55条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けたものその他の政令で定める農地を除く。）をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地（以下「類似宅地」という。）の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて定められるべきものとする。

2 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日において次の各号に掲げる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第349条第2項から第6項までの規定を適用する場合には、当該各号に定めるところによる。

- 1 当該年度に係る賦課期日（昭和47年度にあつては、賦課期日以前）において、当該土地が新たに市街化区域農地である土地となり、又は市街化区域農地であつた土地が市街化区域農地以外の農地となること。第349条第2項、第3項及び第5項中「次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の」とあり、「前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の」とあり、又は「第2項各号に掲げる事情があるため、第2年度の」とあるのは「附則第19条の2第2項第1号に掲げる事情がある」と、「固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合」とあるのは「場合」と、「当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格）」とし、同条第四項及び第六項中「当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格」とあるのは、「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格」とする。
- 2 当該年度に係る賦課期日において、市街化区域農地である田若しくは畑が市街化区域農地である畑若しくは田となる地目の変換（これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。）があり、又は市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更があること。第349条第2項、第3項及び第5項中「次の各号」とあり、「前項各号」とあり、又は「第2項各号」とあるのは「附則第19条の2第2項第2号」と、「当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格」とする。
- 3 平成22年度に係る賦課期日において次の各号に掲げる事情がある土地（次項に規定する土地に該当するに至つた場合の当該土地を除く。）に対する附則第17条の2第1項及び第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
 - 1 前項第1号に掲げる事情 附則第17条の2第1項の表以外の部分中「若しくは第4号」とあるのは「又は第4号」と、「固定資産税又は」とあるのは「固定資産税にあつては、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格）」とし、「若しくは第6号」とあるのは「又は第6号」と、「類似土地の当該年度」とあるのは「類似土地の同年度」とし、同項の表の第2号中「第349条第2項各号に掲げる事情があるため、平成21年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める」とあるのは「附則第19条の2第2項第1号に掲げる事情がある」と、「当該平成21年度の土地の類似土地に係る平成21年度分の固

定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成21年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格）」とし、同項の表の第4号中「当該土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同条第2項中「第3号、第5号若しくは第6号」とあるのは「第3号若しくは第5号」とする。

2 前項第2号に掲げる事情 附則第17条の2第1項の表以外の部分中「若しくは第4号」とあるのは「又は第4号」と、「固定資産税又は」とあるのは「固定資産税にあつては、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格とし、」と、「若しくは第6号」とあるのは「又は第6号」と、「類似土地の当該年度」とあるのは「類似土地の同年度」とし、同項の表の第2号中「第349条第2項各号」とあるのは「附則第19条の2第2項第2号」と、「当該平成21年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第4号中「当該土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同条第2項中「第3号、第5号若しくは第6号」とあるのは「第3号若しくは第5号」とする。

4 平成23年度に係る賦課期日において次の各号に掲げる事情がある土地に対する附則第17条の2第1項及び第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

1 第2項第1号に掲げる事情 附則第17条の2第1項の表以外の部分中「若しくは第4号」とあるのは「又は第4号」と、「又は当該土地が次の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地である場合における平成23年度分の固定資産税にあつては」とあるのは「にあつては」と、「類似土地の当該年度」とあるのは「類似土地の同年度」と、「価格と」とあるのは「価格とし、当該土地が次の表の第3号、第5号又は第6号に掲げる土地である場合における平成23年度分の固定資産税にあつては、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格）」とし、同項の表の第3号中「第349条第2項各号に掲げる事情があるため、平成22年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不相当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める」とあるのは「附則第19条の2第2項第1号に掲げる事情がある」と、「当該平成21年度の土地の類似土地に係る平成22年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成22年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当

該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格)」とし、同項の表の第5号中「第349条第2項各号に掲げる事情があるため、平成22年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不相当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める」とあるのは「附則第19条の2第2項第1号に掲げる事情がある」と、「当該平成22年度の土地の類似土地に係る平成22年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成22年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格）」とし、同項の表の第6号中「当該平成23年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同条第2項中「土地でこれらの土地の類似土地」とあるのは「市街化区域農地でこれらの市街化区域農地とその状況が類似する宅地（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地）」と、「当該平成22年度適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該平成22年度適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格（当該市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格）」と、「当該平成22年度類似適用土地の類似土地」とあるのは「当該平成22年度類似適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地）」とする。

- 2 第2項第2号に掲げる事情 附則第17条の2第1項の表以外の部分中「若しくは第4号」とあるのは「又は第4号」と、「又は当該土地が次の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地である場合における平成23年度分の固定資産税にあつては」とあるのは「にあつては」と、「類似土地の当該年度」とあるのは「類似土地の同年度」と、「価格と」とあるのは「価格とし、当該土地が次の表の第3号、第5号又は第6号に掲げる土地である場合における平成23年度分の固定資産税にあつては、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格と」とし、同項の表の第3号中「第349条第2項各号」とあるのは「附則第19条の2第2項第2号」と、「当該平成21年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第5号中「第349条第2項各号」とあるのは「附則第19条の2第2項第2号」と、「当該平成22年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第6号中「当該平成23年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同条第2項中「土地でこれらの土地の類似土地」とある

のは「市街化区域農地でこれらの市街化区域農地とその状況が類似する宅地」と、「当該平成22年度適用土地の類似土地」とあるのは「当該平成22年度適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地」と、「当該平成二十二年度類似適用土地の類似土地」とあるのは「当該平成22年度類似適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とする。

第19条の3 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第19条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の上欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年度	率
平成6年度	0.2
平成7年度	0.4
平成8年度	0.6
平成9年度	0.8

- 2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日後において地目の変換その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地に対して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地となつた土地に類似する市街化区域農地が前項の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地となつた土地が平成5年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があつたものとみなして、同項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）第1条の規定による改正前の都市計画法（附則第29条の5第1項において「旧都市計画法」という。）第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第7条第1項に規定する区域区分に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地（当該政令で定める事由の生じた日以後地目の変換その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 中表以 外の部 分	平成6年度	市街化区域設定年度（都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）第1条の規定による改正前の都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第7条第1項に規定する区域区分に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該政令で定める事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）
	平成5年度に	市街化区域設定年度に
第1項 の表	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成7年度	市街化区域設定年度の翌年度
	平成8年度	市街化区域設定年度の翌々年度
	平成9年度	市街化区域設定年度から起算して3年度を経過した年度
前項	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成5年度	市街化区域設定年度
	前項	次項において準用する前項

- 4 第1項に規定する平成5年度適用市街化区域農地とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成5年法律第4号）による改正前の地方税法（以下「平成5年改正前の地方税法」という。）附則第29条の6第1項に規定する都又は市の区域内に所在する市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課する平成5年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成3年法律第7号）附則第12条第1項の規定によりその例によることとされる同法第2条の規定による改正前の地方税法附則第19条の3第1項（同条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）又は平成5年改正前の地方税法附則第19条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものをいう。
- 5 前項に規定する平成5年度適用市街化区域農地には、第2項の規定により平成5年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街化区域農地に係る平成5年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成3年法律第7号）附則第12条第1項の規定によりその例によることとされる同法第2条の規定による改正前の地方税法附則第19条の3第1項（同条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）又は平成5年改正前の地方税法附則第19条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受け

たものである場合における当該みなされた土地を含むものとする。

第19条の4 市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に百100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第349条の三又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の8を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする

4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街

化区域農地据置固定資産税額とする。

- 5 附則第18条第7項の規定は、第1項及び前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第7項中「第1項、第4項及び第5項」とあるのは「附則第19条の4第1項及び第4項」と、「宅地等」とあるのは「市街化区域農地」と読み替えるものとする。
- 6 前項の規定により読み替えられた附則第18条第7項第1号から第3号までに掲げる市街化区域農地で平成21年度から平成23年度までの各年度に係る賦課期日において前条の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条及び附則第27条の2において「特定市街化区域農地」という。）に該当するもの（次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして附則第17条及び前各項の規定を適用する。
- 7 第5項の規定により読み替えられた附則第18条第7項第2号に掲げる市街化区域農地で平成21年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「平成21年度特定市街化区域農地」という。）、同条第7項第3号に掲げる市街化区域農地で平成22年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「平成22年度特定市街化区域農地」という。）又は同条第7項第4号に掲げる市街化区域農地で平成23年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「平成23年度特定市街化区域農地」という。）のうち、当該市街化区域農地の類似土地が平成21年度特定市街化区域農地にあつては平成20年度、平成22年度特定市街化区域農地にあつては平成21年度、平成23年度特定市街化区域農地にあつては平成22年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る平成21年度特定市街化区域農地にあつては平成21年度分、平成22年度特定市街化区域農地にあつては平成22年度分、平成23年度特定市街化区域農地にあつては平成23年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして附則第17条及び第1項から第5項までの規定を適用する。
- 8 平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税に限り、市街化区域農地（前条第3項において準用する同条第2項の規定により市街化区域設定年度（同条第3項の規定により読み替えられた同条第1項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下この項及び附則第27条の2第8項において同じ。）に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地を含む。以下この項において同じ。）で当該各年度の前年度分の固定資産税について前条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けたもの（以下この項及び附則第27条の2第8項において「前年度軽減適用市街化区域農地」という。）のうち、当該各年度の前年度分の固定資産税について第1項から第4項までの規定（当該年度が平成21年度である場合には、平成21年改正前の地方税法附則第19条の4第1項から第4項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年

度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日において、それぞれ前条第3項において準用する同条第1項本文の規定の適用を受け、かつ、同項ただし書の規定の適用を受けない市街化区域農地（附則第27条の2第8項において「軽減適用外市街化区域農地」という。）であつたものとみなして附則第17条及び第1項から第5項までの規定を適用する。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税の特例）

第29条の7 附則第19条の3、附則第19条の4、附則第21条の2、附則第23条（附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る部分に限る。）、附則第24条（附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る部分に限る。）、附則第27条、附則第27条の2、附則第27条の4の2、附則第27条の5（附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る部分に限る。）、附則第28条（附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る部分に限る。）及び附則第29条から附則第29条の五までの規定は、平成6年度以降の各年度に係る賦課期日において都の区域（特別区の存する区域に限る。）、首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第1項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内に所在する市街化区域農地以外の市街化区域農地については、当分の間、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る固定資産税の額は、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る都市計画税の額は、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

4 前2項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第19条、第23条、第26条、第27条の5及び第28条の規定の適用については、附則第19条第1項中「当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」とあるのは「附則第29条の7第2項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」と、附則第23条中「附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第19条の4）」とあるのは「附則第29条の7第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第4項の規定により読み替えて適用される附則第19条第1項）」と、「附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第1項」とあるのは「附則第29条の7第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地については同項」と、附則第26条第1項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「附則第29

条の7第3項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」と、附則第27条の5第2項中「附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第19条の4）」とあるのは「附則第29条の7第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第4項の規定により読み替えて適用される附則第19条第1項）」と、「附則第19条の3第1項」とあるのは「附則第29条の7第2項」と、附則第28条第3項中「附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第19条の4）」とあるのは「附則第29条の7第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第4項の規定により読み替えて適用される附則第19条第1項）」と、「附則第19条の3第1項」とあるのは「附則第29条の7第2項」とする。

- 5 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地が平成7年度以降の各年度に係る賦課期日において同項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る附則第19条の3、第19条の4、第27条、第27条の2及び第29条の5の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 6 附則第29条の2及び第29条の3の規定は、市街化区域農地のうち当該年度に係る賦課期日において第1項の規定の適用がないものが、同日の翌日からその年の末日までの間において同項の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなつた場合について準用する。

注：他の条項等については、電子政府の総合窓口HPからの法令検索等で確認願います。